

生駒市商業エリア活性化事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、第6次生駒市総合計画第2期基本計画に掲げる「自分らしく輝けるステージ・生駒」の実現に向け、職住近接の就業環境の創出及び商業エリアの魅力向上を図ることを目的として、市内における新規出店者に対し予算の範囲内で生駒市商業エリア活性化事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、生駒市補助金等交付規則(平成20年10月生駒市規則第19号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号に規定する中小企業者又は同条第5項に規定する小規模企業者
- (2) 商業エリア 都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号における近隣商業地域及び商業地域
- (3) 従業員 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第4条第1項に規定する被保険者。ただし、生駒市内に住所を有し、継続的に雇用される者については、週の所定労働時間が20時間未満であってもこれに含める。

(補助対象者)

第3条 この要綱において補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件に該当する事業者とする。

- (1) この要綱の施行日以降で、交付の決定を受けた日の属する月から令和9年2月28日までの間に、市内の商業エリアに店舗を新たに開設する事業者
- (2) 開設する店舗において1人以上の従業員を配置し又は事業者自ら常時従事する者
- (3) 生駒市での事業活動や暮らしの魅力をホームページ、SNS等で定期的に発信する事業者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は補助金の交付申請が出来ない。

- (1) 次のいずれかに該当する中小企業者
 - ア 発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業(中小企業者以外の事業者をいう。以下同じ。)が所有している中小企業者
 - イ 発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
 - ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者
 - エ 大手フランチャイズ契約により営業する店舗のうち、当該フランチャイズ本部(フランチャイザー)の資本金が3億円を超え、又は全国の加盟店舗数が100店舗を超えるものに該当する中小企業者
- (2) 生駒市内で営業している店舗(以下、「営業店舗」という。)を持つ者で、営業店舗を閉業し新たに同種の店舗を開設する者(営業店舗の閉業を予定している者も含む)
- (3) 生駒市暴力団排除条例(平成23年12月生駒市条例第29号)第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員
- (4) 営業に関して必要な許認可等を取得する予定の無い者又は取得しない者
- (5) 個人にあつては住所地の市町村税、法人にあつては本店所在地又は主たる事業所の所在地の市町村税を滞納している者
- (6) 補助対象とする店舗を専ら転貸借する者
- (7) その他市長が不相当と認める者

(補助事業)

第4条 補助金の交付対象となる補助事業(以下「補助対象事業」という。)は、次の各号すべてに該当するものをいう。

- (1) 小売業、飲食業又はサービス業であつて、商業エリアの活性化に寄与するもの
- (2) 店舗開業後1年以上継続して事業を行う見込みがあるもの
- (3) 店舗の開設にあたり、省エネルギー設備の導入、廃棄物の削減・リサイクルの推進、食品ロスの削減その他の環境に配慮した取組を行うよう努めるもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは補助対象事業の対象としない。

- (1) 特定の消費者を対象として営業活動をするもので、営業時間が極めて限定的なものの

- (2) 訪問販売、カタログ販売、ネット販売、移動販売などを主とする無店舗小売業若しくはスナック等のアルコール類の提供が主となる営業の類に該当するもの又はカラオケ、ダンス若しくは接客サービスなど遊興飲食させる営業の類に該当するもの
- (3) 管理事務所、倉庫、車庫、病院、診療所、介護老人保健施設、調剤薬局、鍼灸接骨院等の医療関係施設又は介護福祉関係施設の類に該当するもの
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の対象となる営業の類に該当するもの
- (5) 公序良俗に反する事業や青少年の健全育成を阻害するおそれのある営業の類に該当するもの
- (6) 店舗の転貸の類に該当するもの
- (7) その他市長が不適切と認めるもの

(補助対象経費及び補助金の額)

第5条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は別表のとおりとする。ただし、経費における消費税及び地方消費税相当額を除く。

2 前項の規定にかかわらず、国又は県からこの要綱と同一の趣旨の補助金等を受けた場合又は受ける予定がある場合は、補助対象経費から当該補助金等の額を控除するものとする。

3 補助金の額は補助対象経費の総額に2分の1を乗じて得た額とし、1事業者につき150万円を上限とする。ただし、補助対象期間中にふるさと生駒応援寄附協力事業者募集要領に基づく返礼品の提供を行った事業者の補助金の額は、1事業者につき170万円を上限とする。なお、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助対象期間)

第6条 補助対象期間は、この要綱の施行日以降で、交付の決定を受けた日の属する月から令和9年2月28日までの期間とする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、生駒市商業エリア活性化事業補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 収支予算書(様式第3号)

- (3) 補助金受給誓約書(様式第4号)
- (4) 店舗の賃貸借契約書又は仮契約書の写し(自己所有の場合は登記事項証明書)
- (5) 店舗の立地図、平面図、周辺地図、外観・内観写真
- (6) 開設等の費用に係る見積書
- (7) 市税を滞納していないことを証する書類
- (8) その他市長が指定する書類

(交付の決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金の交付を決定し、生駒市商業エリア活性化事業補助金交付決定通知書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。この場合において、市長が補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(変更の申請等)

第9条 前条の規定による通知を受けたもの(以下「補助事業者」という。)は、補助金の交付決定額、補助事業の内容又は補助対象経費の配分の変更を必要とするときは、あらかじめ生駒市商業エリア活性化事業補助金交付決定内容変更承認申請書(様式第6号)に市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請に対する交付の決定については、前条の規定を準用する。

(申請の取下げ)

第10条 補助事業者は、交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、補助金の交付の申請を取下げようとするときは当該通知を受けた日の翌日から起算して14日以内にその旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

(指示及び検査)

第11条 市長は、補助事業者に対し、必要な指示をし、又は書類、帳簿等の検査を行うことができる。

(交付決定の取消し等)

第12条 市長は、交付決定を受けた補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その交付決定を取り消し、又は交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により、補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。
- (2) 第14条の規定による額の確定の日から1年を経過する日までに、正当な理由なく当該店舗を移設し、縮小し、休止し、又は廃止したとき。
- (3) 前2号に定めるもののほか、補助金を交付することが不相当であると市長が認めるとき。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、事業を完了した日から起算して30日を経過した日又は令和9年2月28日のいずれか早い日までに、生駒市商業エリア活性化事業補助金実績報告書(様式第7号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書(様式第8号)
- (2) 経費に係る証憑書類の写し
- (3) 店舗の賃貸借契約書(契約を締結したもの)
- (4) 営業許可証等(必要な業種のみ)
- (5) 店舗の現況写真
- (6) ふるさと納税の返礼品登録を行った場合にあっては、登録を証する書類
- (7) その他市長が必要と認める書類

(額の確定)

第14条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査により補助金の額を確定し、生駒市商業エリア活性化事業補助金額確定通知書(様式第9号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付の請求及び交付)

第15条 補助事業者は、前条の規定により通知を受けた補助金の交付を受けようとするときは、生駒市商業エリア活性化事業補助金交付請求書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、補助事業者から前項の規定に基づく請求を受けたときは、補助事業者に対し補

助金を交付するものとする。

(財産の管理等)

第16条 補助事業者は、補助事業により補助対象経費として支出し、10万円以上の価格で取得し、又は効用が10万円以上増加した財産(以下「取得財産」という。)について、固定資産台帳等によって管理し、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令15号)に定める期間を超えるまでに処分(補助の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう。以下同じ。)をする場合は事前に市長の承認を受けなければならない。

2 補助事業者は、補助事業によって取得したすべての財産について、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

3 市長の承認を受けて取得財産を処分することにより、収入があったときは、市長は補助事業者に対し、その収入の全部又は一部を市に納付させることができる。

(施行の細目)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年8月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和9年5月31日限り、その効力を失う。ただし、第11条、第12条及び第16条の規定については、この要綱の失効後もなおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和6年6月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和7年6月27日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和8年5月8日から施行する。

別表(第5条関係)

	区分	補助対象経費	補助限度額	補助率
開設に係る経費	ア 施設整備経費	内装工事費、外装改修費、設備整備費(空調、セキュリティ、通信機器等の敷設を含む。)、バリアフリー改修費(スロープ、多目的トイレ、手すり等)、キッズスペースの整備費。ただし、1事業所につき1回限り。	150万円 (ふるさと納税返礼品登録事業者は170万円)	2分の1
	イ 設備投資費	事業の用に供する機械・装置(車両を除く。)、省エネルギー設備(LED照明、高効率空調、断熱設備等)の導入費用		
	ウ 什器・機器導入費	什器・機器(取得単価1,000円未満又は50万円以上のものを除く。)の取得費用		
	エ DX関連経費	キャッシュレス決済端末の導入費、POSレジ等の導入費、オンライン予約システムの構築費、業務用ソフトウェアの導入費(初期費用に限り、月額利用料を除く。)		
	オ 求人活動費	求人広告掲載経費、人材紹介手数料等		
	カ 広告費	チラシ作成やポスティング、広告掲載経費など店舗のPRにかかる費用		
運営に係る経費	キ 賃借料	補助対象期間にかかる店舗の賃借料(共益費含む)のうち、令和9年2月28日までに支払が完了したもの。ただし、敷金、権利金及び水光熱費を除く。		

(注)「キ 賃借料」については、月額10万円を個別の補助限度額とする。